

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和5年7月26日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 業務内容

- (1) 業務名
新商品・サービス開発伴走型支援事業（以下「本業務」という。）
- (2) 業務の内容等
公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和6年3月31日まで
- (4) 履行場所
広島県内
- (5) 事業予算上限額
10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件調達公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (6) 広島県の求めに応じて速やかに権限のある者を来訪させることが可能な者であること。
- (7) 広島県税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 公募型プロポーザル手続等

- (1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県商工労働局イノベーション推進チーム（広島県庁東館2階）

電話（082）513-3353（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和5年7月26日（水）から令和5年8月7日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午

後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

広島県ホームページからのダウンロード又は上記アの場所で直接受け取ること。郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本業務の公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び必要な添付書類（以下「申請書等」という。）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、参加資格に適合するとされた者に限り、当プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和5年8月7日（月） 午後5時【必着】

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和5年8月8日（火）までに、申請書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和5年8月21日（月） 午後5時【必着】

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

なお、提案は、1者につき、1提案とする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書、提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、広島県商工労働局産業振興施策公募型プロポーザル選定委員会が審査を行い、最低基準を満たす提案の中から最も高い評価を得た提案者を最優秀提案者として決定する。

(2) 提案書評価基準

あらかじめ定めた提案書評価基準に従って、本業務の企画提案書作成要領に基づき記載された項目を項目毎に評価（採点）する。

(3) 結果の通知

令和5年8月29日（火）までに、すべての提案書提出者に対し通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

ア 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ 上記ア以外の者

免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県商工労働局イノベーション推進チーム（広島県庁東館2階）

電話（082）513-3353（ダイヤルイン） ファクシミリ（082）223-2137

電子メール：syoinnov@pref.hiroshima.lg.jp